

令和3年度
『うきは市創業スタートアップセミナー』
開催しました！

「うきは市創業スタートアップセミナー」はうきは市で創業を希望する方に対し、「創業計画書」の策定を目標とした3日間の短期集中型セミナーを開催し、企画運営が地域金融機関だからこそ可能な「起業手続きから資金調達まで」の一貫指導を行い、受講生の創業を支援するもので、今回で5回目の開催となりました。

修了者は、特定創業支援等事業に基づき、登録免許税や信用保証協会の特例を受けることができます。また、事業開始が条件となりますが、うきは市の創業奨励金100,000円の対象者となるほか、筑後信用金庫の創業支援ローンの金利割引を受けることができるという特典があり、今回は10名の参加をいただき、全員が無事に修了いたしました。

当金庫は今後とも積極的に創業者支援に取り組むことで、地域活性化に貢献していきます。

開催日 * (1)	第1回：令和3年11月13日(土)（講義時間：6時間） 第2回：令和3年11月14日(日)（講義時間：5時間） 第3回：令和3年11月20日(土)（講義時間：5時間） 合計16時間
開催場所 * (2)	筑後信用金庫吉井支店 2F うきは市吉井町清瀬582-1

* (1) 当初、令和3年9月4日、5日、11日での実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下となったため、上記期日に延期いたしました。

* (2) 当初、U-BIC（うきは市民センター別館）での予定でしたが、開催延期に伴い、変更しております。

次はあなたの番です！
9/4 スタート

令和3年度 うきは市
創業スタートアップセミナー

Point 実施要領のポイント

1. 特定創業支援事業の一環！
創業支援が創業支援事業の一環として実施されるため、特定創業支援事業の適用を受け、個人事業主が創業支援事業の適用を受けることができます。
2. 金融機関の企業・連携！
創業支援事業「特定創業支援」の適用が創業支援事業の適用を受けることができます。
3. うきは市創業奨励金！
創業支援事業「特定創業支援」の適用が創業支援事業の適用を受けることができます。

日 時 10月13日(土) 10時～16時 / 10月14日(日) 10時～15時 / 10月20日(土) 10時～15時
場 所 U-BIC (Ukiha Business Center) 582-1 (うきは市吉井町清瀬582-1)
対 象 創業支援事業の適用を受ける個人事業主
定 員 10名
費 用 無料
備 考 1. 創業支援事業「特定創業支援」の適用を受けるためには、創業支援事業の適用を受ける必要があります。
2. 創業支援事業「特定創業支援」の適用を受けるためには、創業支援事業の適用を受ける必要があります。
3. 創業支援事業「特定創業支援」の適用を受けるためには、創業支援事業の適用を受ける必要があります。
4. 創業支援事業「特定創業支援」の適用を受けるためには、創業支援事業の適用を受ける必要があります。
5. 創業支援事業「特定創業支援」の適用を受けるためには、創業支援事業の適用を受ける必要があります。
6. 創業支援事業「特定創業支援」の適用を受けるためには、創業支援事業の適用を受ける必要があります。
7. 創業支援事業「特定創業支援」の適用を受けるためには、創業支援事業の適用を受ける必要があります。
8. 創業支援事業「特定創業支援」の適用を受けるためには、創業支援事業の適用を受ける必要があります。
9. 創業支援事業「特定創業支援」の適用を受けるためには、創業支援事業の適用を受ける必要があります。
10. 創業支援事業「特定創業支援」の適用を受けるためには、創業支援事業の適用を受ける必要があります。

Access
U-BIC
筑後信用金庫



(メイン講師を務めて頂いた林中小企業診断士の授業風景)